



2025 年 12 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社ゆうちょ銀行
代表者名 取締役兼代表執行役社長 笠間 貴之
(コード：7182、東証プライム市場)

自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付による自己株式の取得に関するお知らせ

株式会社ゆうちょ銀行（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 笠間 貴之、以下「当行」）は、会社法第 459 条第 1 項第 1 号の規定による当行定款第 39 条第 1 項の定めに基づく同法第 156 条第 1 項の規定により 2025 年 12 月 23 日開催の取締役会において決議いたしました自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付による自己株式（当行普通株式）の取得（以下「市場買付による自己株式取得」）に関し、その具体的な内容について下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得対象株式の種類 当行普通株式
 2. 取得し得る株式の総数 7,088,300 株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 0.2%)
 3. 株式の取得価額の総額 15,000,050,000 円（上限）
 4. 取得期間 2026 年 1 月 5 日（月）から 2026 年 3 月 24 日（火）まで
 5. 取得の方法 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付
- (注 1) 市場買付による自己株式取得は、2026 年 3 月期に係る決算確定前の実施であります。自己株式の取得は、会社法上、自己株式を取得した日の属する事業年度末の分配可能額が欠損となる可能性が低いと合理的に判断される場合に実施することが可能とされております。当行は、2025 年 12 月 24 日に自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けによる自己株式の取得を 14,999,950,000 円実施したところ、現時点においては市場買付による自己株式取得を実施するに足る分配可能額を有しておりますが、今後、東京証券取引所上場企業の株価の大幅な下落、急激な円高の進行、国内外の長期金利の大幅な上昇又は海外のクレジットスプレッドの大幅な拡大等、当事業年度末（2026 年 3 月末）までに金融市場の大幅な変動や混乱等が生じ、2026 年 3 月末に市場買付による自己株式取得に必要な分配可能額が存在することが合理的に予測できなくなった等の場合には、一部又は全部の自己株式の取得が行われない可能性があります。
- (注 2) 引き続き、日本郵政株式会社による当行株式の議決権比率を 2 分の 1 以下に維持できるよう、「取得し得る株式の総数」の上限を設定しているため、実際の取得額は、上記「株式の取得価額の総額」を大幅に下回る可能性があります。

(ご参考)

1. 2025 年 12 月 23 日開催の取締役会における自己株式取得に関する決議内容
 - (1) 取得対象株式の種類 当行普通株式
 - (2) 取得し得る株式の総数 23,000,000 株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 0.6%)
 - (3) 株式の取得価額の総額 300 億円（上限）

- (4) 取得期間 2025 年 12 月 24 日 (水) から 2026 年 3 月 24 日 (火) まで
- (5) 取得の方法 株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け及び自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付
- (6) その他本項の自己株式取得に必要な一切の事項の決定については、当行代表執行役社長に一任いたします。

2. 2025 年 12 月 24 日現在における進捗状況

- (1) 取得した株式の総数 7,058,800 株
- (2) 取得価額の総額 14,999,950,000 円

以上